

「三条市企業設置奨励条例」 手続の流れ

2025.4

手続	申請書・報告書・必要な書類等
① 指定の申請 【申請者から】	企業設置奨励金交付対象企業指定申請書を提出してください。 【いつまで】 主たる家屋の建築に着手する前に（家屋を購入する場合は売買契約を締結する前に） 【添付書類】 (1) 設置する企業の設置計画書 (2) 設置する企業の位置図・平面図 (3) 定款 (4) （対象固定資産に係る）その他必要な書類：見積り、カタログ、売買契約書(写し)等 (5) 誓約書
② 建築工事の着手報告 （家屋の購入報告） 【申請者から】	企業設置奨励金に係る主たる家屋の建築工事着手報告書を提出してください。 （主たる家屋購入の場合は、その売買契約の写しのみ提出してください。報告書は不要） 【いつまで】 主たる家屋の建築に着手したとき（家屋の売買契約を締結したとき） 【添付書類】 建築確認済証(写し)
③ 事業開始の報告 【申請者から】	企業設置奨励金に係る事業開始報告書を提出してください。 【いつまで】 主たる事業を開始したとき 【添付書類】 ※事業開始日確認のため、下記書類以外のご提出を求める場合があります (1) （報告書別紙）設置計画変更報告書 ※当初設置計画書に変更がある場合のみ (2) 建築確認検査済証(写し) (3) 土地の不動産登記簿(写し) ※土地を奨励金対象とする場合のみ (4) 家屋、土地、償却資産の固定資産税及び納税状況の調査に係る承諾書
事業開始の翌年	事業開始の翌年 1 月 1 日時点において固定資産税及び都市計画税の課税が行われます。
④ 固定資産税等の課税（1 月）	
⑤ 固定資産税等の調査 （市から：秋頃に）	指定基準適合や奨励金算定のため対象固定資産の評価額等を調査いたします。 ※調査は、市役所内の帳票類に基づき、申請者に確認いたします。
⑥ 指定適否の通知 （市から：10 月頃に）	【指定する場合】 企業設置奨励金交付対象企業指定書により通知します。 【指定しない場合】 ※奨励金の交付を受けることができません。 企業設置奨励金交付対象企業指定申請却下決定通知書により通知します。
事業開始の翌々年	企業設置奨励金交付申請書を提出してください。
⑦ 奨励金の交付申請 【指定申請者から】	【いつまで】 ※市より申請手続きをご案内します。 交付を受けようとする年度の前年度 1 月 4 日から 2 月末日まで 【添付書類】 口座振込申込書
⑧ 納税状況の調査 （市から：4 月頃に）	市税の滞納がないか納税状況を調査いたします。 ※調査は、市役所内の帳票類に基づき実施しますが、指定申請者に確認する場合があります。
⑨ 奨励金交付適否の通知 （市から：4 月末日まで）	【交付する場合】 企業設置奨励金交付決定通知書により通知します。 【交付しない場合】 ※当該年度の奨励金の交付はありません。 企業設置奨励金交付申請却下決定通知書により通知します。
⑩ 奨励金の交付 （市から：5 月頃に）	企業設置奨励金交付決定通知書に示した金額を指定された口座に振り込みます。 ※以降 2 年間、④・⑤および⑦～⑩の手続きを繰り返します。

事業所「新設」の場合、
⑦の申請時点の常用雇用者数も
交付基準の一つになります。